

## 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会委員等名簿

## 【委員】８名

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 朝倉 浩一 | 慶應義塾大学理工学部 教授                 |
| 新井 充  | 東京大学環境安全研究センター 教授             |
| 岩田 雄策 | 総務省消防庁消防大学校消防研究センター 危険性物質研究室長 |
| 芝田 育也 | 大阪大学環境安全研究管理センター 教授           |
| 田村 昌三 | 東京大学 名誉教授                     |
| 鶴田 俊  | 秋田県立大学システム科学技術学部機械知能システム学科 教授 |
| 松木 邦夫 | 一般社団法人日本化学工業協会 環境安全部長         |
| 三宅 淳巳 | 横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授           |

## 【事務局】４名

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 鈴木 康幸  | 総務省消防庁危険物保安室 室長              |
| 中本 敦也  | 総務省消防庁危険物保安室 課長補佐            |
| 玉越 孝一  | 総務省消防庁危険物保安室 危険物指導調査係長併任判定係長 |
| 開原 健太郎 | 総務省消防庁危険物保安室 判定係             |

(敬称略、順不同)

## 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会開催要綱

### 1 目的

現在消防法上の危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質や火災予防又は消火活動上支障を生ずる物質（以下「火災危険性を有するおそれのある物質等」という。）が流通すると、火災発生の危険性や消火活動時の危険性等が増大することが考えられる。

これらの物質による災害の発生を未然に防止するとともに、万が一災害が発生した場合においても安全に消火活動を行うために、過去の事故事例や生産量の調査等から該当する物質を早期に把握して危険性を評価し、もって危険物等の保安の確保に資することを目的とする。

### 2 調査検討事項

火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査及び当該調査結果を踏まえた危険性の評価

### 3 検討会の構成

- （１）検討会は、学識経験等から危険物保安室長が委嘱する委員で構成する。
- （２）検討会に、座長を置く。座長は、委員の互選によって選出する。
- （３）座長は検討会を統括する。
- （４）座長に事故ある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。

### 4 任期

委員の任期は、委嘱日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

### 5 庶務

検討会等に関する庶務は、消防庁危険物保安室において行う。

### 6 検討会の公開・公表

検討会については原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には委員の過半数の賛成によりその全部又は一部を非公開・非公表とすることができる。

### 7 雑則

- （１）その他運営上必要な事項については、座長が別に定める。
- （２）検討会等には、委員の代理者の出席を認める。

## 火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会報告書（平成 22 年度）概要

## 1 火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法と検討結果

火災危険性を有するおそれのある物質とは、消防法上の危険物に該当しない物質であって危険物の性状を有するおそれのある物質又は第二類若しくは第四類の危険物であって、他の類の性状を示すおそれのある物質をいう。

調査方法は、(1) 第一次候補物質の抽出→(2) 第二次候補物質の抽出→(3) 危険物確認試験とする。

## (1) 第一次候補物質の抽出

## ①国内外の事故事例調査

## 【事故事例集等】

- ・火災原因調査報告データ（消防庁）
- ・危険物に係る事故事例（消防庁）
- ・災害情報データベース（特定非営利活動法人 災害情報センター）
- ・事故事例データベース（高圧ガス保安協会）
- ・労働災害事例（安全衛生情報センター）
- ・失敗知識データベース（安全衛生センター：中央災害労働防止協会）
- ・リレーショナル化学災害データベース（独立行政法人 産業技術総合研究所）
- ・データベース MARS（欧州委員会共同研究センター）
- ・データベース FACTS（オランダ TNO 応用化学研究機構）
- ・新聞・インターネット等で報道された火災・爆発事故

## ②文献調査

## 【参考文献】

- ・危険物の輸送に関する国連勧告書第 13 版から 15 版改訂版（国連危険物輸送専門家委員会）
  - ・15710 の化学商品（化学工業日報社）（2010）
  - ・「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査（平成 19 年度実績）」（経済産業省）※
  - ・IATA 規則書
  - ・ブレスリック危険物ハンドブック第 5 版，丸善（1998）、同ハンドブック第 6 版，Butterworth Heinemann Ltd(2004)及び第 7 版，Butterworth Heinemann Ltd(2007)
  - ・毒物及び劇物、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）による通知対象物質及び化学物質管理法第 1 種・第 2 種指定化学物質
- ※ 前回調査結果（平成 16 年度実績）との比較により、新たに公表された化学物質

で、100 t /年以上の製造・輸入量がある物質

③未実施物質の調査

平成 21 年度までの調査において、火災危険性を有するおそれのある物質として抽出されていたが、これまで危険物確認試験を実施できなかった物質から抽出する。

(2) 第二次候補物質の選定

第一次候補物質に抽出された火災危険性を有するおそれのある物質について、文献、インターネット等により用途及び流通状況を調査し、①～⑤グループに分類、選定する（優先順位は番号順とする。）

- ① 火災・爆発事故に関与した可能性のある物質
- ② 製造・輸入量 100 t /年以上の物質
- ③ 製造・輸入量 100 t /未満の物質
- ④ 用途のみが把握できた物質
- ⑤ 用途及び流通量が把握できない物質

(3) 火災危険性評価

上記(2)の選定において、上位 15 位に選定された火災危険性のおそれのある物質について、当該物質ごとに危険物確認試験を行った結果は次表のとおり。

危険物確認試験結果

| No. | 物質名※               | 化学式                                              | 危険物確認試験 |                              |                         | 危険性判定        | 選考根拠                   |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------|---------|------------------------------|-------------------------|--------------|------------------------|
|     |                    |                                                  | 候補類     | 試験項目                         | 結果                      |              |                        |
| 1   | フェロマンガ             | マンガンアロイ                                          | 2       | 小ガス炎着火試験<br>引火点              | 危険性なし<br>200℃以上         | 非危険物         | 火災・爆発事故に関与した可能性のある化学物質 |
| 2   | シリコン粉末             | Si                                               | 2       | 小ガス炎着火試験<br>引火点              | 危険性なし<br>200℃以上         | 非危険物         |                        |
| 3   | パラオクチルフェノール        | C <sub>14</sub> H <sub>22</sub> O                | 2       | 小ガス炎着火試験<br>引火点              | 危険性なし<br>142℃           | 非危険物         |                        |
| 4   | モノクロトホス            | C <sub>7</sub> H <sub>14</sub> NO <sub>5</sub> P | 5       | 熱分析試験<br>圧力容器試験              | 危険性なし<br>ランク 3          | 非危険物         |                        |
| 5   | ヒドロ亜硫酸ナトリウム        | Na <sub>2</sub> S <sub>2</sub> O <sub>4</sub>    | 3       | 自然発火性試験<br>水との反応性試験          | 危険性なし<br>危険性なし          | 非危険物         |                        |
| 6   | イソプロピルキサントゲン酸ナトリウム | C <sub>4</sub> H <sub>7</sub> NaOS <sub>2</sub>  | 3<br>5  | 自然発火性試験<br>水との反応性試験<br>熱分析試験 | 危険性なし<br>危険性なし<br>危険性なし | 非危険物<br>非危険物 |                        |

|    |                       |                                |   |           |        |            |  |
|----|-----------------------|--------------------------------|---|-----------|--------|------------|--|
|    |                       |                                |   | 圧力容器試験    | ランク 3  |            |  |
| 7  | アセトアミドオキシム            | $C_2H_6N_2O$                   | 5 | 熱分析試験     | 危険性有り  | 第二種自己反応性物質 |  |
|    |                       |                                |   | 圧力容器試験    | ランク 3  |            |  |
| 8  | 過炭酸ナトリウム              | $2Na_2CO_3 \cdot 3H_2O_2$      | 1 | 燃焼試験      | ランク 2  | 第二種酸化性固体   |  |
|    |                       |                                |   | 落球式打撃感度試験 | ランク 2  |            |  |
| 9  | ナトリウムブチラート            | $C_4H_9NaO$                    | 2 | 小ガス炎着火試験  | 危険性なし  | 非危険物       |  |
|    |                       |                                |   | 引火点       | 53.8℃  |            |  |
| 10 | カルシウムシアナミド            | $CCaN_2$                       | 3 | 自然発火性試験   | 危険性なし  | 非危険物       |  |
|    |                       |                                |   | 水との反応性試験  | 危険性なし  |            |  |
| 11 | 硫化ナトリウム               | $Na_2S$                        | 3 | 自然発火性試験   | 危険性なし  | 非危険物       |  |
|    |                       |                                |   | 水との反応性試験  | 危険性なし  |            |  |
| 12 | (オキシラン-3-イル)メチルアミン    | $C_5H_{11}NO$                  | 5 | 熱分析試験     | 危険性なし  | 非危険物       |  |
|    |                       |                                |   | 圧力容器試験    | ランク 3  |            |  |
| 13 | 窒化チタン粉末               | $NTi$                          | 2 | 小ガス炎着火試験  | 易着火性   | 第一種可燃性固体   |  |
|    |                       |                                |   | 引火点       | 200℃以上 |            |  |
| 14 | フマロジニトリル<br>(フマロニトリル) | $N \equiv CCH=CHCN$<br>(trans) | 5 | 熱分析試験     | 危険性なし  | 非危険物       |  |
|    |                       |                                |   | 圧力容器試験    | ランク 3  |            |  |
| 15 | 窒化カルシウム               | $Ca_3N_2$                      | 3 | 自然発火性試験   | 危険性なし  | 非危険物       |  |
|    |                       |                                |   | 水との反応性試験  | 危険性なし  |            |  |

製造・輸入量 100 t/年  
以上の化学物質

用途のみが把握できた化学物質

#### (4) 火災危険性を有するおそれのある物質を危険物に追加する際の考え方

平成 20 年度に開催した「危険物等の危険性に関する調査検討会」においての方針を踏まえ、火災危険性を有するおそれのある物質が、火災危険性及び年間の生産量又は輸入量（以下「年間生産量等」という。）に関し、次の条件を両方とも満たしている場合、危険物に追加することが今回の検討会においても適当とされた。

【条件①】 火災危険性を有するおそれのある物質が、危険物確認試験において、政令で定める性状を有すること。

【条件②】 火災危険性を有するおそれのある物質の年間生産量等が次の計算式で求められる数値以上であること。

【火災危険性を有するおそれのある物質を危険物に追加した場合、該当する指定数量】 $\times 100$ （倍） $\times 365$ （日）

#### (5) 検討結果

過炭酸ナトリウムは、第一類酸化性固体の性状を有しており、かつ、年間生産量等が(4)

【条件２】の計算式で求めた数値以上であることから、第一類酸化性固体の品名に追加することが適当である。

また、アセトアミドオキシム及び窒化チタンの２物質について、今後も引き続き年間生産量等の調査を実施し、年間の流通量の増加等の状況に変化が生じた場合には、改めて消防法別表第一の品名に追加するかどうかについて検討を行う必要がある。

## ２ 消防活動阻害物質の対応

### (１) 消防活動阻害物質の新たな追加に当たっての基本的な考え方

消防活動阻害物質のうち毒物及び劇物については、「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成６年度）」（委員長：秋田一雄 東京大学名誉教授）の検討結果に基づき、原則として危険物に該当するものを消防活動阻害物質から除外し、流通実態を考慮して次のいずれかの要件に該当するものについて消防活動阻害物質への追加の可否を検討することとした。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

### (２) 毒物及び劇物取締法令に新たに追加された物質

毒物及び劇物指定令の一部改正（平成 22 年 12 月 31 日施行）により、新たに指定された物質及び除外された物質は次のとおり。

- ① 毒物に指定された物質・・・該当なし
- ② 劇物に指定された物質・・・下表のとおり

| 物 質 名（主な用途）                                                                  | 危険物の指定       |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン<br>（別名 イソホロンジアミン）及びこれを含有する製剤<br>（主な用途：洗剤・接着剤） | 第四類<br>第三石油類 |
| オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤<br>（主な用途：オレフィン重合の触媒）                                  | 非危険物         |
| 1,3-ジクロロプロペン（別名 テロン、D-D、DC）及びこれを含有する製剤<br>（主な用途：農薬）                          | 第四類<br>第二石油類 |

③ 除外された物質・・・下表のとおり

| 物 質 名（主な用途）                                                                                                                                                   | 危険物又は消防活動<br>阻害物質の指定 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| アセトニトリル 40%以下を含有する製剤（別名 エタンニ<br>トリル、シアノメタン）<br><br>（主な用途：有機合成出発原料）                                                                                            | 第四類<br>第一石油類         |
| 2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2,4,6-トリオキソテトラ<br>ヒドロピリミジン-5(2H)-イリデン)-2,3-ジヒドロ-1H<br>-イソインドール-1-イリデン]アセトアミド（別名<br>Pigment Yellow 185）及びこれを含有する製剤<br><br>（主な用途：プリンタートナー用顔料） | 第二類<br>引火性固体類        |
| 4-{トランス-4-[2-(トランス-4-プロピルシクロヘキ<br>シル)エチル]シクロヘキシル}ベンゾニトリル及びこれを含<br>有する製剤<br><br>（主な用途：液晶組成物の構成成分）                                                              | 指定なし                 |
| 4-{トランス-4-[2-(トランス-4-ブチルシクロヘキシ<br>ル)エチル]シクロヘキシル}ベンゾニトリル及びこれを含有<br>する製剤<br><br>（主な用途：液晶組成物の構成成分）                                                               | 指定なし                 |
| 4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-[(3E)-ペンタ-3-<br>エン-1-イル]ベンゾアート及びこれを含有する製剤<br><br>（主な用途：液晶組成物の構成成分）                                                                         | 指定なし                 |
| N-[(RS-シアノ(チオフェン-2-イル)メチル)-4-エチ<br>ル-2-(エチルアミノ)-1,3-チアゾール-5-カルボキサ<br>ミド（別名 エタボキサム）及びこれを含有する製剤<br><br>（主な用途：農薬(殺菌剤)）                                           | 指定なし                 |
| 4-[6-(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ]-4'-シアノ<br>ビフェニル<br><br>（主な用途：液晶原料）                                                                                                   | 指定なし                 |

### (3) 消防活動阻害物質の対応の検討結果

オキシ三塩化バナジウムは、*in vitro*腐食性試験において皮膚腐食性陽性との結果がでており、皮膚刺激性をもつと考えられる（厚生労働省提供資料）。また、火災時には熱分解により塩素ガスを発生するおそれがある（神奈川県環境科学センター環境情報部資料）。さらに、水と反応して塩酸及びバナジウム酸（ $V_2O_5$ ）を生成するおそれがある（厚生労働省提供資料）。[図表Ⅳ－1 参照]そして、この物質は危険物輸送に関する国連勧告で腐食性物質に分類されている。

これらの性状から、Ⅱ 2（2）の指定要件②及び③に該当するためオキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤について、消防活動阻害物質として新たに指定することが適当である。

なお、2008年の年間生産量は400t(15710の化学物質)である。

## 火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法（案）

火災危険性を有するおそれのある物質とは、消防法上の危険物に該当しない物質であって危険物の性状を有するおそれのある物質又は第二類若しくは第四類の危険物であって、他の類の性状を示すおそれのある物質をいう。

火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法の案は、次のとおりである。

### 【第一次候補物質の抽出】

「（１）国内外の事故事例調査」、「（２）文献調査」、「（３）再調査」から、火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

#### （１）国内外の事故事例調査（過去１年間に新たに追加・報道されたもの）

以下の事故事例集等から火災・爆発事故に関与した火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

- ・火災原因調査報告データ（消防庁）
- ・危険物に係る事故事例（消防庁）
- ・災害情報データベース（特定非営利活動法人 災害情報センター）
- ・データベースMARS（欧州委員会共同研究センター）
- ・データベースFACT（オランダ応用科学研究機構）
- ・新聞・インターネット等で報道された火災・爆発事故

#### （２）文献調査

以下の物質から、これまでに危険物確認試験を実施していない火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

ア 危険物の輸送に関する国連勧告書第１７版（国連危険物輸送専門家委員会）において新たに追加された物質。

イ １５９１１の化学商品（化学工業日報社）（２０１１）において、新たに追加された物質。

#### （３）再調査

平成２２年度の調査において、火災危険性を有するおそれのある物質として抽出されていたが、これまで危険物確認試験を実施していなかった以下の物質から抽出する。

- ・ナトリウムエチラート粉末
- ・カーボンブラック

- ・パラニトロフェノキシアセトン
- ・アジ化水素（水）※
- ・トリベンジルホスファイト※
- ・三塩化窒素※
- ・アジノホスメチル
- ・クロロアセトアミドオキシム※
- ・ビス（ジメトキシチオホスフェニル）ペルスルフィド※
- ・クロロブレン※
- ・四塩化四窒素※
- ・過ホウ酸ナトリウム水和物
- ・過塩素酸鉛溶液
- ・デカボラン（14）
- ・三ヨウ化窒素
- ・シアノシクロプロパン
- ・アゼチジン
- ・ピバロニトリル
- ・4-クロロブチロニトリル
- ・グルタロニトリル
- ・2-クロロアクリロニトリル
- ・2-クロロ-4-ニトロフェニルチオノホスホン酸ジメチル
- ・5-メチル-1-（1-メチルエチル）-1,2,3-アザジホスホール
- ・1,2-シクロブタンジオン

※は平成 21 年度以前から候補に挙げられているが、危険物確認試験を実施していないもの。

## 【第二次候補物質の選定】

第一次候補物質に抽出された火災危険性を有するおそれのある物質について、文献、インターネット等により用途及び流通状況を調査し、1～5グループに分類、選定する（優先順位は番号順とする）。

- 1 火災・爆発事故に関与した可能性のある化学物質
- 2 製造・輸入量100t／年以上の化学物質
- 3 製造・輸入量100t／年未満の化学物質
- 4 用途のみが把握できた化学物質
- 5 用途及び流通量が把握できない化学物質

流通状況の調査に用いる文献は「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査※<sup>1</sup>（平成19年度実績）」（経済産業省）や15911の化学商品（化学工業日報社）（2011）などを用

いる。また、参考情報として当該化学物質がどのような施設や用途で貯蔵又は取扱いがされているか調査を行う。

※1 化学物質の製造・輸入量の実態を把握するため、統計法に基づく承認統計として経済産業省が原則3年に一度実施するもの(直近調査 期間:平成19年、公表:平成21年)。

※2 年間生産量等が100t以上のものとする理由

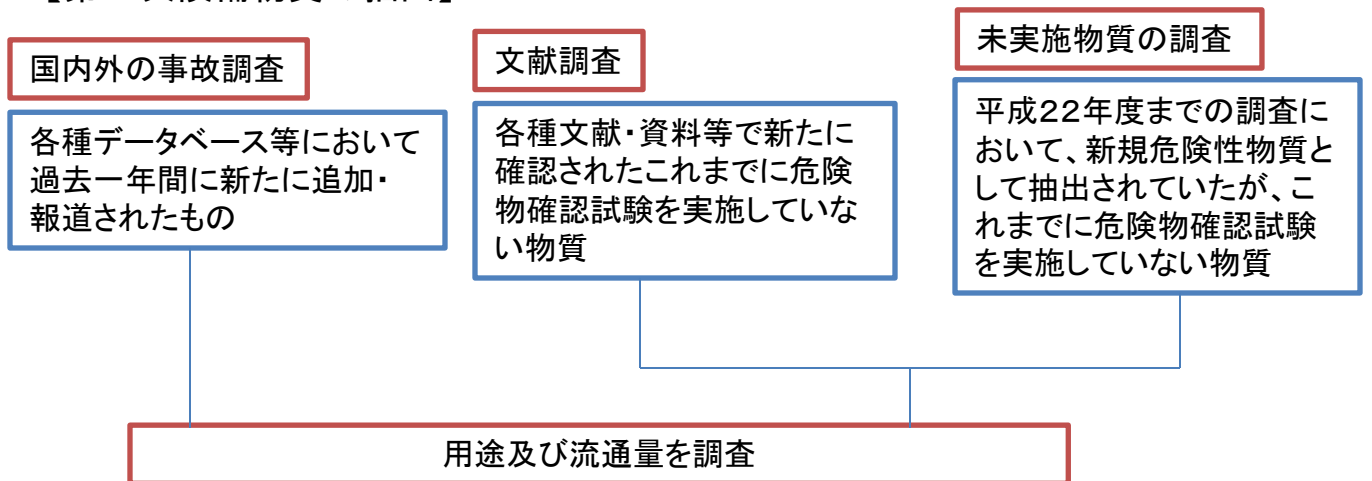
平成20年度の「危険物等の危険性に関する調査検討会報告書」においては、物質の生産量等が、(【火災危険性を有するおそれのある物質を消防法上の危険物に追加した場合、該当する指定数量】×100(倍)×365(日))以上のものを消防法上の危険物に追加するための一つの条件とし、「化学物質の製造・輸入量に関する実態調査(経済産業省)」に基づき、年間生産量等が原則100t以上の物質を対象とした。今年度も同様の基準とする。なお、上記の数式に指定数量が最も少ない「第三類第一種自然発火性物質及び禁水性物質」、第五類第一種自己反応性物質」等の10kgを当てはめると、年間生産量等が365t以上のものがもっとも厳しい条件に該当する。

#### 【火災危険性評価】

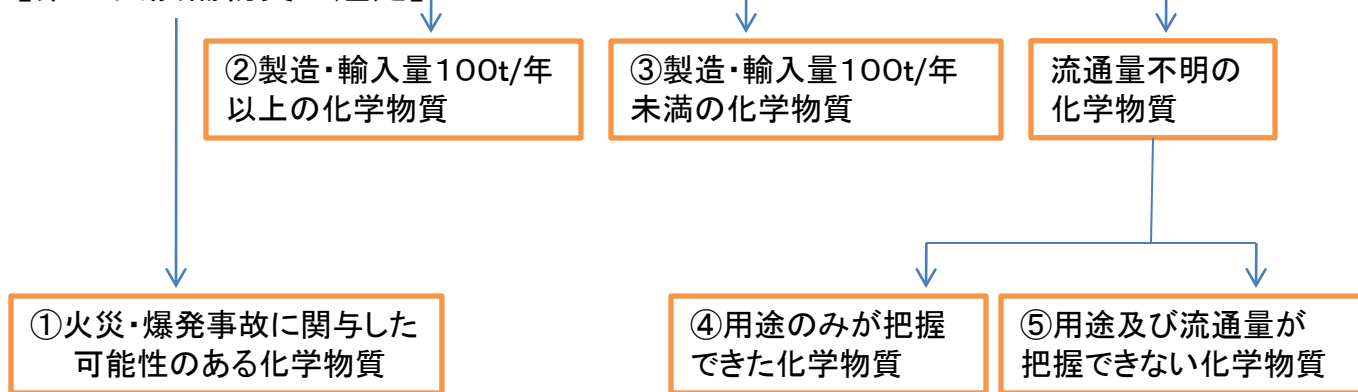
第二次候補物質に選定された火災危険性を有するおそれのある物質について、当該物質ごとに想定される火災危険性に応じた類の危険物確認試験を行う。

# 火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法

## 【第一次候補物質の抽出】



## 【第二次候補物質の選定】



### グループ化・優先順位の決定

- ①火災・爆発事故に関与した可能性のある化学物質
- ②製造・輸入量100t/年以上の化学物質
- ③製造・輸入量100t/年未満の化学物質
- ④用途のみが把握できた化学物質
- ⑤用途及び流通量が把握できない化学物質

## 【火災危険性評価】

第二次候補物質に選定された新規危険性物質について、当該物質ごとに想定される火災危険性に応じた危険物確認試験を行う

## 「消防活動阻害物質」の調査方法（案）

毒物及び劇物指定の変更が行われた場合、「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成６年度）」（下表参照）の指定基準を基に検討を行う。

なお、平成 22 年 12 月頃に毒物及び劇物への新たな指定及び除外される物質に関する毒物及び劇物指定令の一部改正が行われる予定である。

そこで、消防活動阻害物質の新たな指定に関する検討は、「毒物及び劇物指定令の一部改正」が示されたあと、各委員に連絡し、11 月の検討会において指定の必要性を検討することとする。

## 【消防活動阻害物質（毒物及び劇物）に関する指定要件】

| 指 定 要 件                          | 細 目                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「常温」とは、温度 20℃をいう。</li> <li>○「有害な」とは、危険な吸入毒性を有することをいう。</li> <li>○「有害な蒸気を発生するもの」とは、液体（1 気圧において、温度 20℃で液状であるもの又は温度 20℃を超え 40℃以下の間において液状となるものをいう。）であるもの又は空気中の水分等と反応して、危険な吸入毒性を有する気体を発生する固体（気体及び液体以外のものをいう。）であるものをいう。</li> </ul> |
| ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「加熱されること」とは、火災時における温度上昇をいう。</li> <li>○「有害な蒸気を発生するもの」とは、固体であって、融解若しくは昇華するもの又は分解により危険な吸入毒性を有する気体を発生するものをいう。</li> </ul>                                                                                                        |
| ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「有害な気体を発生するもの」とは、固体であって、危険な吸入毒性を有する気体を発生するものをいう。</li> </ul>                                                                                                                                                                 |
| ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「粉体」とは、流通する形状が粉粒状（目開きが 2mm の網ふるいを通過する量が 10%以上であるもの）であるものをいう。</li> </ul>                                                                                                                                                     |

「消防活動阻害物質の指定基準に関する調査検討委員会（平成 6 年度）」

[委員長：秋田一雄 東京大学名誉教授]

## 今後のスケジュール

| 6月             |    |    | 7月      |    |    | 8月           |    |    | 9月                         |    |    | 10月            |    |    | 11月             |    |    | 12月               |    |    | 1月 |    |    |
|----------------|----|----|---------|----|----|--------------|----|----|----------------------------|----|----|----------------|----|----|-----------------|----|----|-------------------|----|----|----|----|----|
| 上旬             | 中旬 | 下旬 | 上旬      | 中旬 | 下旬 | 上旬           | 中旬 | 下旬 | 上旬                         | 中旬 | 下旬 | 上旬             | 中旬 | 下旬 | 上旬              | 中旬 | 下旬 | 上旬                | 中旬 | 下旬 | 上旬 | 中旬 | 下旬 |
| ■第1回検討会（6月29日） |    |    | ●調査委託契約 |    |    | 調査対象物質（案）の選定 |    |    | 各委員に対し、メール等での<br>調査対象物質の確認 |    |    | 物質の入手及び性状確認の実施 |    |    | ■第2回検討会（危険性の評価） |    |    | ■第3回検討会（報告書とりまとめ） |    |    |    |    |    |

### ○第1回検討会の主な内容

- ・火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会報告書(平成21年度)の概要説明
- ・火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法について
- ・消防活動阻害物質の調査方法について

## ○第2回検討会の主な内容

- ・調査結果を踏まえた消防法上の危険物への追加に関する検討
- ・消防活動阻害物質への追加に関する検討

### ○第3回検討会の主名内容

- ## ・報告書のとりまとめ